

出雲の水

私たちの水道・下水道

平成25年12月20日発行 発行者：出雲市上下水道局

毎日の水の安定供給のために 浄水場で安心・安全な水を作っています

〈上水道事業〉

上水道の水源地は5箇所あり、水源の種類は地下水又は伏流水で、取水量の約90%を地下水が占めています。また、浄水場は4箇所あり、全給水量の95%以上を出雲地域の来原浄水場と平田地域の灘分浄水場で賄っています。これらの浄水場では、原水に鉄・マンガンが多く含まれているため、急速ろ過により取り除いています。



▲来原水源地、取水井



▲来原浄水場、沈澱池



▲灘分浄水場、ろ過機

〈簡易水道事業〉

簡易水道の水源地は、ほとんどが小規模で水源の種類には地下水、伏流水、表流水、湧水があります。

また、浄水処理は、塩素滅菌のみのものもあれば緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過、活性炭吸着等、処理方式は多岐にわたっています。

一部の簡易水道では、自己水源をもたないで他の水道事業から浄水を受水しているものもあります。



▲多伎簡水膜ろ過施設

水道施設の見学

上下水道局では、水道事業を広く市民の皆様にご覧いただくため、学校や職場、地域団体による施設見学を受け付けています。



▲施設見学の様子

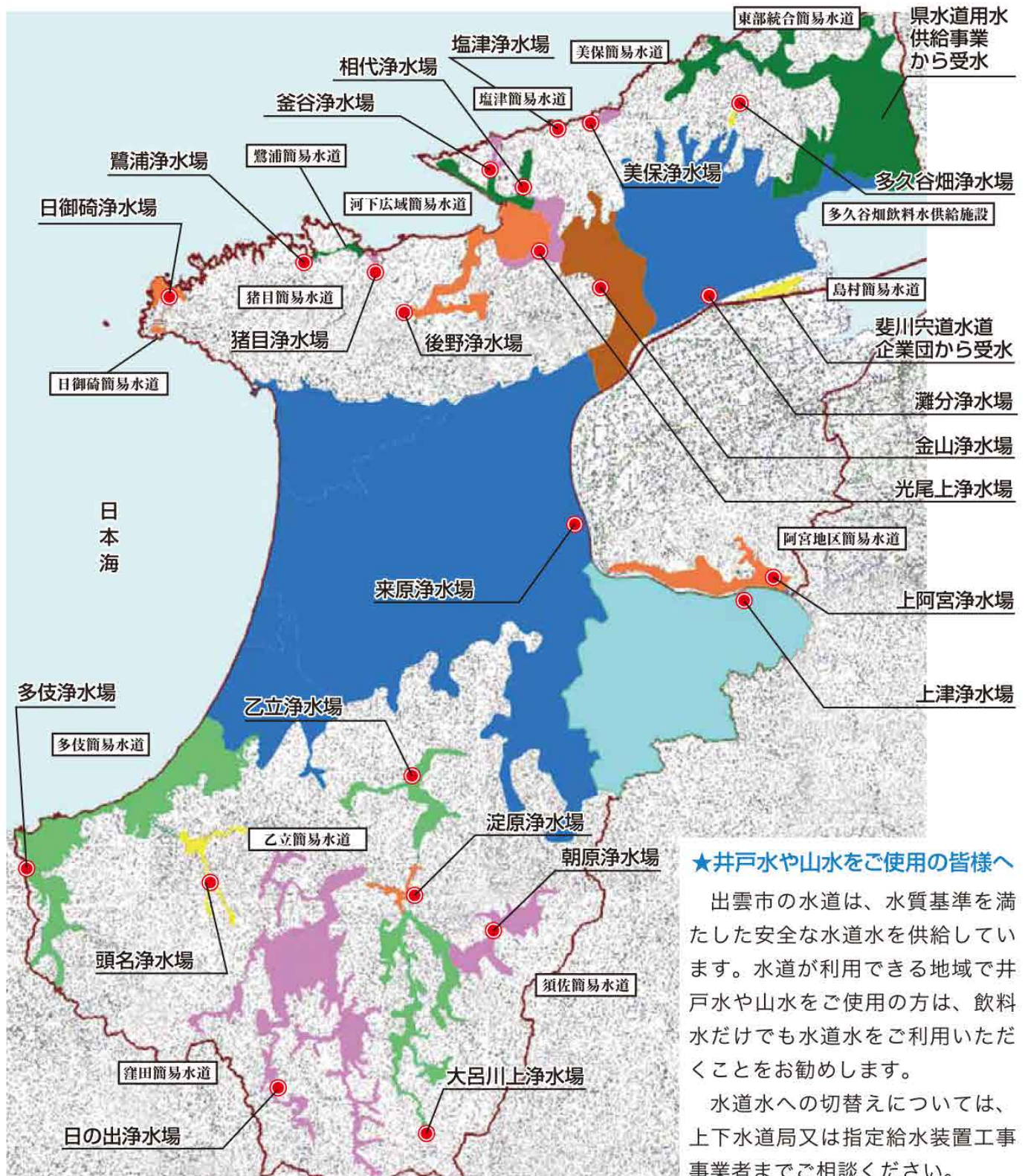
水道水を安心してご利用ください

～各浄水場からの供給エリア～

水道事業、簡易水道事業あわせて大小30箇所の水源があり、また、浄水場は全部で22箇所で、取水した水を処理し安心・安全な水道水を作っています。

上下水道局では、市民の皆様の水需要に応じて取水量の確保を行い、水質検査を万全に行いながら安全でおいしい水の供給に努めていますので、安心して水道をご利用ください。

今回はそれぞれの浄水場とこれから供給しているエリアを紹介します。



★井戸水や山水をご使用の皆様へ

出雲市の水道は、水質基準を満たした安全な水道水を供給しています。水道が利用できる地域で井戸水や山水をご使用の方は、飲料水だけでも水道水をご利用いただくことをお勧めします。

水道水への切替えについては、上下水道局又は指定給水装置工事事業者までご相談ください。

安心・安全な水道水の安定供給を目指して

～水道事業の動き～

出雲市水道事業では、良質な水道水の安定供給を目指し、また全簡易水道の上水道への統合に向けて、次のような事業に取り組んでいます。

★大社中山地区の未普及地域解消事業

大社地域の中山地区では、平成22年度から水道未普及地域解消事業に着手し、平成25年度末の供用開始をめざし水道施設整備を進めています。

これにより32戸のご家庭で水道の使用が可能となります。



▲中山配水池

★平田苧藻谷地区の未普及地域解消事業

平田地域の苧藻谷地区では、平成25年度で水道未普及地域解消事業を行い、平成25年度末の供用開始をめざし水道施設整備を進めています。

これにより9戸のご家庭で水道の使用が可能となります。



▲布勢配水池

★河下広域簡易水道の水源転換に向けた事業

平田地域の河下広域簡易水道では、水量や水質の不安定な水源を廃止し、島根県水道用水供給事業からの受水に転換するための水道施設整備を進め、平成25年度末には一部の地域で供用開始の予定です。

★須佐簡易水道の浄水施設の改良

佐田地域の須佐簡易水道では3箇所ある浄水場の改良事業を順次進めています。平成23年度に朝原浄水場の改良事業が終わり、現在は淀原浄水場で急速ろ過と活性炭ろ過によるクリプトスポリジウム対策と濁度対策、大呂川上浄水場では紫外線照射によるクリプトスポリジウム対策の浄水施設の整備を進めています。



▲整備中の淀原浄水場

★上水道への統合に向けた簡易水道の基幹施設の改良

平成28年度の全簡易水道の上水道への統合に向けて、年次的に簡易水道の基幹的な施設(ポンプ等)の改良や監視システム強化のための施設整備を行っています。

★老朽施設の更新計画を策定

水道施設も皆様の家と同様に永久に使えるものではなく、年数が経つにつれて老朽化していきます。水道を安定供給するために、これら老朽施設を計画的に更新する必要があります。この計画を策定します。また耐震診断の結果、機能維持ができないと判定された向山配水池等の再構築に向けた事業についても検討しています。

平成24年度決算の概要

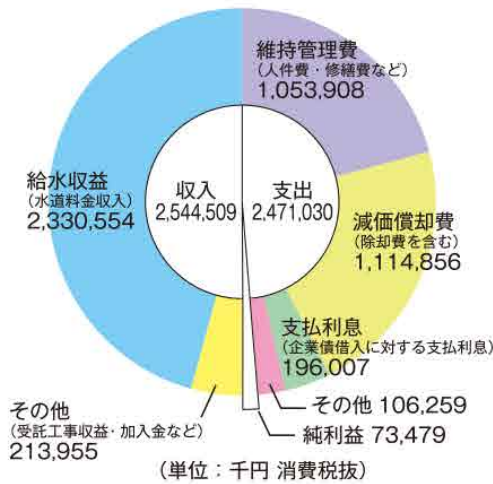
水道事業 (上水道事業) 会計 給水収益の増と借入利息圧縮により利益増加

平成24年度水道事業の収益的収支は7千3百万円余りの黒字となり、前年度に比べて約5千6百万円の増益となりました。これは水道施設を適正に維持管理し、安定経営を図るために行った料金改定による給水収益の増加と将来負担軽減のために企業債の繰上償還を行ったことによる借入利息の圧縮が主な要因です。

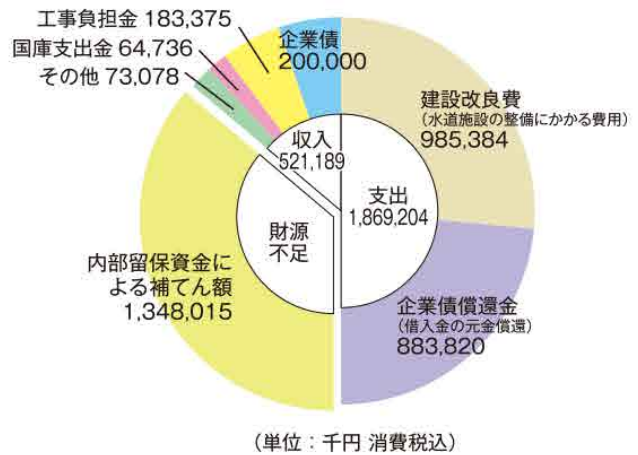
資本的収支の中の主な建設改良事業は、上島水源地への第7取水井設置、低水圧解消のための加圧ポンプ棟築造、新向山配水池からの配水本管整備、老朽管路更新工事及び水道未普及地域解消事業などです。

また、道路や下水道等の公共工事に関連した配水管の布設替等を行いました。

◆収益的収支 (水道水を供給する経費と財源)



◆資本的収支 (施設整備のための経費と財源)



企業債残高 9,251,840千円

簡易水道事業特別会計

上水道への統合に向けた施設整備を推進

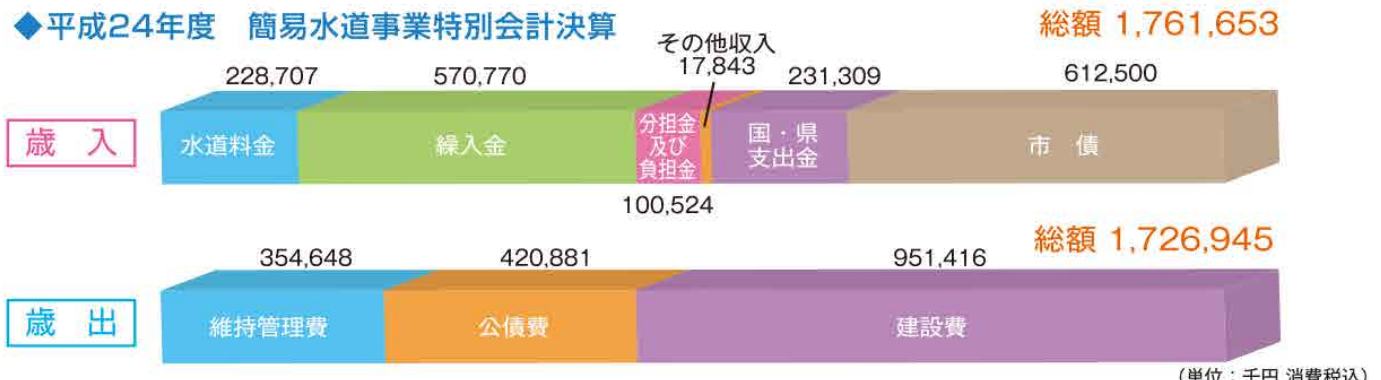
平成24年4月1日、湖陵・差海簡易水道を出雲市水道事業に、大黒山麓地区簡易水道を斐川宍道水道企業団水道事業に統合しました。

水道料金収入は約2億3千万円で、これに対し維持管理費と公債費を合わせた経費は約7億8千万円でした。このため、基準内繰入れ約2億5千万円を含め、一般会計から約5億7千万円を繰り入れました。

建設事業では、河下広域簡易水道において、斐伊川水道事業(島根県水道用水供給事業)の水を受水するための管路、配水池やポンプ場など上水道への統合のための整備を行いました。

また、将来、上水道で集中管理を行うための多伎簡易水道の遠方監視設備の整備や、須佐簡易水道の淀原浄水場の浄水処理施設の改良、須佐・窪田・多伎の各簡易水道で老朽化した機械設備、電気設備及び管路の更新などを行いました。

◆平成24年度 簡易水道事業特別会計決算



起債残高 6,142,100千円

下水道は衛生的で快適な暮らしを支えます

下水道への早期接続のお願い

公共下水道や農業・漁業集落排水施設等は、利用が可能となったとき(供用開始)から、決められた期限までに各家庭の負担で排水設備工事(下水道への接続工事)を行っていただく必要があります。

快適で住みよい生活環境を守るため、下水道が整備されたら、一日も早い排水設備工事をお願いします。(排水設備工事は、出雲市排水設備指定工事店に依頼してください。)

◆水洗便所改造に伴う排水設備工事を行う場合、金融機関による低金利の融資をあっせんしています。

融資あっせん額	180万円以内(万円単位)		
貸付利率	年利1.5%	償還期間	4年(48月)以内

下水道の整備状況 普及率は78.1%

下水道は、トイレの水洗化など快適な生活環境の確保や、生活污水を流さないことによる湖・河川など公共用水域の水質保全等を目的にしています。

平成24年度末現在、136,395人(普及率78.1%)の方が下水道を使用できる状況になっています。

(※普及率=汚水処理人口÷行政人口)

◆地域別の整備状況

地域	行政人口	汚水処理人口	普及率	汚水処理方法別普及率				汚水処理方法別水洗化率(接続率)		
				公共・特環	農集	漁集	浄化槽他	公共・特環	農集	漁集
出雲	91,025人	61,027人	67.0%	39.0%	9.1%	—	18.9%	87.1%	92.1%	—
平田	26,972人	23,924人	88.7%	38.2%	19.5%	10.0%	21.0%	83.9%	84.7%	89.5%
佐田	3,800人	3,548人	93.4%	—	69.6%	—	23.8%	—	94.3%	—
多伎	3,771人	3,700人	98.1%	52.6%	35.4%	4.6%	5.6%	95.2%	92.6%	93.6%
湖陵	5,501人	4,882人	88.7%	74.3%	—	—	14.4%	80.6%	—	—
大社	15,251人	13,214人	86.6%	60.4%	14.4%	5.0%	6.9%	70.6%	82.3%	63.8%
斐川	28,382人	26,100人	92.0%	47.6%	37.8%	—	6.5%	89.1%	76.6%	—
合計	174,702人	136,395人	78.1%	42.7%	17.4%	2.1%	15.9%	84.8%	84.9%	84.3%

(※浄化槽他は、市設置浄化槽、個人設置浄化槽、コミュニティ・プラント等を含みます。)

下水道整備には多額の費用と年数がかかりますが、引き続き普及率向上に努めてまいります。

下水道の財政状況 不足する財源を一般会計から補てん

公共下水道事業は地方財政法施行令により「公営企業」と定められており、その経理については「特別会計」を設けて行うことになっています。出雲市では、公共下水道事業の他に農業・漁業集落排水事業と浄化槽設置事業も特別会計を設けています。

下水道の経費は、管理費(=汚水処理費(維持管理費+公債費))と建設費からなります。

汚水処理に要する経費は、使用者から負担いただく使用料でまかなうことが原則となっています。(汚水私費の原則)しかし、実際には経費のすべてを使用料収入だけでまかなうことができず、不足する分を一般会計からの繰入金(市税など)で補っている状況です。



(1)平成24年度決算状況(単位:千円)

①下水道事業特別会計



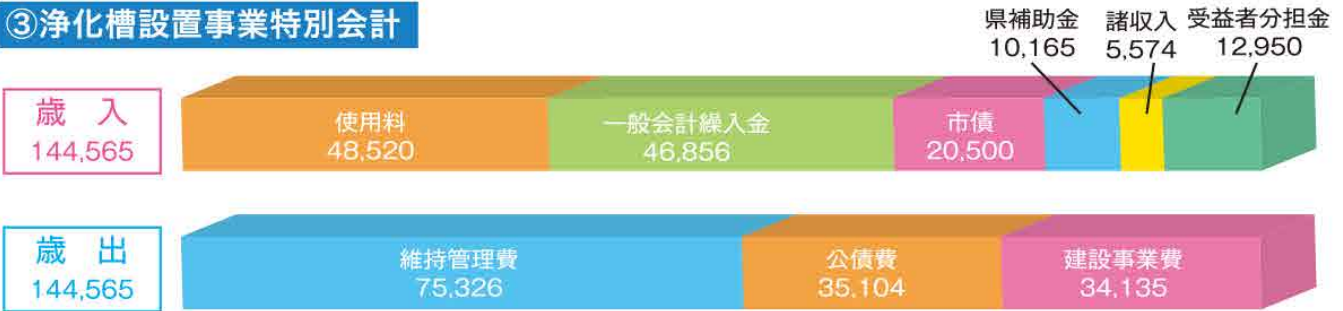
※歳入と歳出の差446,922千円は、繰越事業等の財源として平成25年度に繰り越しました。

②農業・漁業集落排水事業特別会計



※歳入と歳出の差13,256千円は、繰越事業等の財源として平成25年度に繰り越しました。

③浄化槽設置事業特別会計



※一般会計繰入金：一般会計から特別会計に補てんする資金
 市 債：下水道を建設整備するために借り入れたお金
 公 債 費：市が借り入れた市債を返済する元利償還金

(2)起債残高(平成24年度末)

下水道の整備には多額の建設事業費がかかります。その財源は国からの補助金と受益者負担金及び借入金(市債)を財源として事業を進めています。平成24年度末の借入金の残高は753億3,745万円となっています。

(単位:千円)

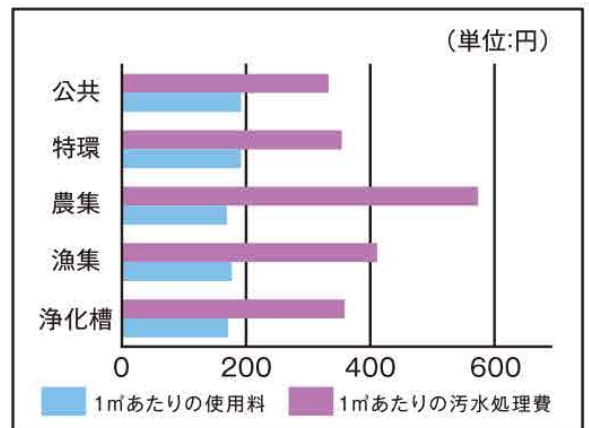
下水道事業	農業・漁業集落排水事業	浄化槽設置事業	計
50,535,426	24,149,625	652,408	75,337,459

(3)汚水処理方法別使用料回収率

汚水処理に要する費用を使用料収入でまかなえる割合は表のとおりです。

区分	単位	公共	特環	農集	漁集	浄化槽
使用料単価	円/m ³	192	192	169	177	171
汚水処理原価	円/m ³	333	354	574	411	359
使用料回収率	%	57.7	54.2	29.5	43.1	47.6

※使用料単価：排出される排水1m³あたりの使用料
 汚水処理原価：排出される排水1m³あたりの汚水処理費
 使用料回収率：使用料単価 ÷ 汚水処理原価



下水道を大切に正しく使いましょう!

～下水道に油などは流さないでください～

下水道は、なんでも流せるものではありません。みんなの下水道を一人ひとりが注意して、正しく大切に使いましょう。

●油などは流さない

てんぷら油などの廃油、野菜くずや残飯は、排水管を詰まらせ、汚水が流れなくなりますから、絶対に流さないでください。



●水洗トイレには水に溶けない物は流さない

水に溶けない紙や紙おむつ、布類を流すと、排水管が詰まりポンプが停止することがあります。

●アルコールなどの危険物を流さない

排水管の中で爆発したりして損傷の原因になりますので、絶対に流さないでください。

●宅内の排水設備の維持管理

宅内の排水管・ますの維持管理は所有者の方をお願いしています。排水管の清掃業者が訪問し、清掃を勧誘するケースがありますが、市から排水管の清掃を依頼することはありません。

もし、排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば、市の排水設備指定工事店に依頼してください。

異物の流入による**緊急出動回数**は、昨年度**430回!**

除去した油の塊です!



▲正常なマンホールは、真ん中の溝を汚水が流れていきます。



▲油が冷えて固まりマンホール内に詰まってしまい、汚水が流れなくなりました。



浄化槽の法定検査のQ & A

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか。

A 保守点検業者と契約して保守点検や清掃を行っても、年度に1回の検査を受けなければなりません。浄化槽法では、浄化槽管理者には浄化槽の保守点検や清掃とは別に、指定検査機関による年度に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽の保守点検は、浄化槽の機能が正常に保持されるよう浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業で、また、清掃は槽内に生じた污泥、スカム等の引出し、装置などの洗浄や掃除を行う作業であり、人間に置き換えれば、いわば日常の健康管理にあたります。

一方、年度に1回の定期検査は、浄化槽管理者が浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検を基準どおりに行っているかを含め、清掃や使用の状況等を第三者機関である指定検査機関が県知事の代わりに公正中立に行う検査であり、人間に置き換えれば、いわば健康診断にあたります。

保守点検・清掃と年度に1回の定期検査は趣旨、内容も異なり、全く別の観点から行われているものです。従って、保守点検や清掃を行っていても、この検査は受けなければなりません。

【法定検査のお問合わせ及び申し込み先】

公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター (TEL:0852-24-8165)

水道管の冬支度を早めにしましょう!!

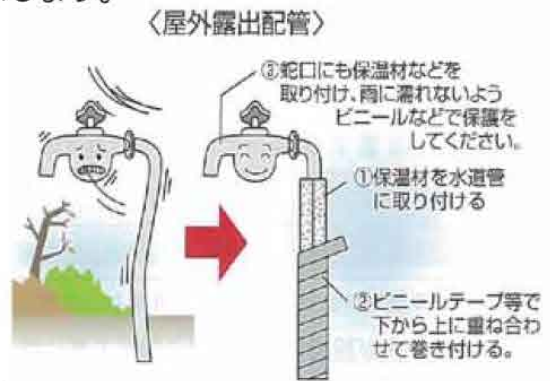
水道管は、気温がマイナス4℃以下になると、凍結し破裂することがあります。
屋外の水道管は防寒対策をして、寒さに備えましょう。

〈特に凍結しやすいのは〉

- むき出しになっている水道管
- 風あたりの強いところにある水道管
- 給湯器まわりの水道管

〈凍結してしまったら〉

自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをかぶせ、その上からゆっくりぬるま湯をかけてください。
(熱湯は破裂の危険がありますので、絶対にかけないでください)



〈破損してしまったら〉

メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止め、最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

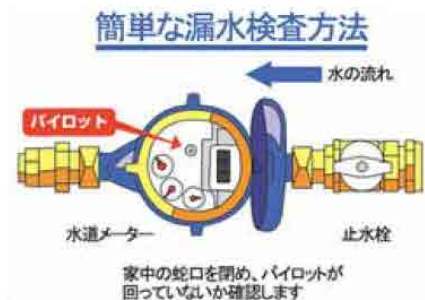
※指定給水装置工事業者は、上下水道局のホームページをご覧ください。

～宅内漏水の検査方法～

土中や床下、壁の内側などにある水道管の破損は発見することが難しく、知らない間に漏水していることがあります。
こうした漏水は水道メーターで確認できます。

宅内の全ての蛇口を閉め、右図のパイロットが回っていたら漏水の可能性があります。その場合は指定給水装置工事業者へご相談ください。

※上下水道局では宅内の漏水修理は行っていません。



上下水道局職員を装った悪質な業者にご注意を!!

上下水道局では次のようなことは行っておりません。

- 水道管の洗浄や漏水の点検料金請求
- お客様から依頼のない水質検査
- 浄水器などの販売、あっ旋
- 水道メーター交換代金の請求

不審に思われたときは上下水道局へご連絡ください。



お問合せ先		
業務内容	担当部署	電話番号
水道使用の開始・中止等の手続き、水道料金に関すること	水道営業課	21-3511
断水・赤水・道路の漏水、給水装置工事に関すること	水道施設課	21-3512
来原浄水場に関すること	浄水管理室	21-0914
下水道使用料、排水設備接続、浄化槽の設置と維持管理補助金に関すること	下水道管理課	21-2226
下水道工事及び計画、市設置浄化槽の工事に関すること	下水道建設課	21-2228
水道・下水道に関するお問い合わせは右記の部署でもお受けしています。	平田上下水道事務所	63-5554
	河南上下水道事務所	43-1211
	斐川上下水道事務所	73-9130